

在仏日本商工会議所

「1901年7月1日」・「1901年8月16日政令」による「協会」

1963年7月26日仏国内務省・1963年9月16日パリ警視庁により「協会」として認可

1963年7月6日同国商業省より「商工会議所名称」使用許可

規約改正 1965年4月14日、1976年3月23日、1984年3月1日、1989年6月1日、1999年5月31日、

2003年12月16日、2004年7月13日、2005年3月24日、2014年3月27日、2018年3月22日。

2021年3月30日、2023年3月30日定例総会で改正

第1章 総則

第1条 名称

本協会は「在仏日本商工会議所」と称する（以下「本会」）。

第2条 所在地

第1項 本会は、法定住所及び事務局を 27 avenue Pierre 1er de Serbie, 75116 PARIS に置く。

第2項 前項の所在地は、理事会の決定により、イル・ド・フランス内であれば移転しうる。

第3条 目的

本会は会員相互の交流・親善と、会員共通の利益に関する諸案件の解決又は推進を図り、フランスと日本との経済・通商の発展及び親善の推進に寄与することを目的とする。

第4条 活動内容と財源

第1項 本会はその目的を達成するため、以下の活動を行なう。

- 1) 日本、フランスその他の公的機関・民間団体と必要に応じ協議・折衝・交流を図る。
- 2) 経済・通商ならびに法規定にかかわる諸問題に関する情報・資料の収集・送付とその刊行、およびそれらの問題に関する講演会・講習会などの開催。
- 3) 必要に応じ、公的機関・民間団体の行なう経済・通商関係行事の支援。
- 4) 会員名簿の作成と会員への配布。
- 5) 会員相互の親睦推進のための行事。
- 6) 前各号に挙げるものの他、本会の活動として妥当と判断される事業。

第2項 本会の財源は、主として会員から徴収する会費とする。

第5条 会計年度

会計年度は1月1日から12月31日とする。

第6条 組織

本会の運営のために以下の機関を置く。

- 1) 会頭、副会頭、理事、理事会
- 2) 会計検査役
- 3) 分科会
- 4) 委員会
- 5) 事務局長、事務局

第2章 会員

第7条 構成

本会の会員の種類は以下とし、本会の目的に合致するとして理事会により入会を認められたものとする。

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員
- 3) 推薦会員

第8条 会員の資格

第1項 正会員 日仏の経済・通商関係にかかわる企業・法人・団体及びそれに準ずるもの、並びに公的機関であり、本会の活動の決定・企画に参加するものである。

第2項 賛助会員 本会の目的と活動に賛同・協力・支援を希望する、上記以外の企業・法人・団体及びそれに準ずるもの、並びに公的機関であるが、日仏経済・商業関係に必ずしもかかわるものでなくとも良い。

第3項 推薦会員 正会員企業のOBで理事を経験した者、又は会議所の諸活動とその目的遂行に貢献できると会頭・副会頭が判断した者。

第9条 会員の権利

第1項 正会員 第4条に規定する全ての活動に参加する権利を有する。総会に出席し投票権を行使することができる。理事の選挙権・被選挙権を有する。

第2項 賛助会員・推薦会員

第4条に規定する活動の一部に関し参加し権利行使することができる。
総会に出席できるが投票権は持たない。理事の選挙権・被選挙権は持たない。

第10条 入会・退会・除名及び会員権消失

第1項 入会

第8条に定める資格を有するものは、事務局に入会申請書を提出し、理事会の承認を得て入会することができる。

第2項 退会

会員はその自由意志により、事務局に書面にて届け出ることにより本会を退会することができる。

退会は届出書に明記された退会期日をもって退会日とする。

ただし、届出書提出日以前の日を退会期日と指定することはできない。

退会届出書に退会期日の明示のない場合には、届出書の受領日をもって退会日とする。

第3項 除名

本規約に違反する行為、その他会員として相応しくない行為等の理由があった場合には、理事会の決定により本会から除名される。

この場合、除名該当会員はその決定が行なわれる理事会開催予定日の2週間前までに書面により通知され、その理事会に出席して説明を行なうことができる。

除名は理事会決定後直ちに発効する。

第4項 会員権消失

1) 下記の場合にも会員権は消失するものとする。

- 企業の消失
- 法人・団体の解散

2) 破産・更生手続き・清算等その事業を継続できなくなった際には退会したものとみなす。

3) 正会員にあっては、会費が支払期限から3ヶ月を超えて支払われない場合には会員の権利を停止され、9ヶ月を超えた場合には退会したものとみなす。

4) 賛助会員および推薦会員にあっては、その年会費を2月末までに支払うものとし、4月15日までに支払われない場合には退会したものとみなす。

第11条 会費支払い義務

第1項 正会員、賛助会員及び推薦会員は、理事会が決定した額、支払方法に従って会費を支払うものとする。

第2項 退会した会員、あるいは除名された会員は、既に支払済みの会費の払い戻しを請求することはできない

第3章 理事会、分科会および役員

第12条 理事会の任務と構成

第1項 理事会は本会の意思決定機関であり、本規約に基づいて本会を運営・管理する。

第2項 理事会は総会への発議権を有する。

第3項 第40条第1項に定める事項以外の決議を含む総会議題については遅くとも1月開催の理事会までに理事会に提案され、遅くとも総会直前の理事会で承認されなければならない。

第4項 理事会は、第15条第2項各号に定められた理事により、構成される。この他、名誉会頭、名誉副会頭、名誉理事、会計検査役も、理事会に出席して広く意見を述べることができるが、投票権は持たない。

第13条 理事会の定員と構成

第1項 理事会の定員と分科会への配分は、理事会が決定する。

第2項 理事会は、全ての分科会の代表を含む。

第14条 分科会

第1項 会員の共通する問題を吸い上げるため、本会に業種別に分科会を置く。正会員は該当する分科会に所属して活動する権利と義務を持つ。

第2項 分科会の設置・廃止については、その必要性を考慮して理事会が決定する。

第15条 理事

- 第1項 理事は正会員に所属し、これを代表する、もしくは代表者に指名された自然人とする。
- 第2項 理事は下記に掲げるいずれかの方法によって選出され、定例総会において任命を受ける。
- 1) 理事会によって選出された会頭及び理事会が諮問を求めるアドバイザリーボードの構成員となるために理事会が適当と認める正会員に所属する自然人
 - 2) 分科会によって選出された者
- 第3項 理事の任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

第16条 会頭

- 第1項 会頭は、本会を代表し、総会および理事会を主催する。
- 第2項 会頭は、毎年最初に開催される理事会において、その時点における理事の中から互選によって次期会頭として選出され、定例総会における任命をもって就任する。なお、当該理事会において、次期会頭の選出が時期尚早と認められた場合には、定例総会前に開催される理事会まで延期することができる。
- 第3項 会頭の任期は、定例総会から次期定例総会までとし、1回に限り連続して再任されることができる。

第17条（会頭の退任）

- 第1項 会頭が、第15条第1項に定める理事の条件を満たさないことになったなど会頭に止まることができなくなった場合には、理事会に申し出て、退任するものとする。
- 第2項 前項の場合、理事会は、その時点における理事の中から、互選によって、その後任を選出する。
- 第3項 第2項の規定により選出された後任会頭の任期は、次期定例総会までとし、第16条第3項の再任回数計算上は、これを算入しない。

第18条 分科会選出理事

- 第1項 各分科会は、毎年2月末までに、予め理事会によって定められた数の理事を、互選によって選出し、定例総会に推薦する。
- 第2項 各分科会は、前項により選出された理事の中から、その分科会を代表する幹事1名を選任する。なお、選任された幹事が、副会頭として指名された場合には、当該分科会は、幹事を交代させることができる。
- 第3項 理事の再任は、これを妨げない。

第19条 理事の退任

- 第1項 理事が、第15条第1項に定める理事の条件を満たさないことになったなど理事に止まることができなくなった場合には、理事会および当該所属分科会に申し出て、理事を退任するものとする。
- 第2項 前項の場合において、当該分科会は、後任理事を選出して、理事会の承認を受ける。ただし、退任が1月1日以降定例総会までの期間である場合には、

後任理事の選出は行わない。

第3項 前項前段により承認された後任理事の任期は、次期定例総会までとする。

第20条 副会頭

第1項 副会頭は、会頭を補佐して本会の運営にあたる。会頭不在の場合には、会頭が予め指名した副会頭、または副会頭の中から互選で選ばれた者が、会頭の任務を代行する。

第2項 会頭は、理事の中から、若干名の副会頭を指名し、理事会の承認を受ける。

第3項 副会頭の指名は、定例総会後最初の理事会において行われる。但し、副会頭が退任した場合など、期中に別途の必要が生じた場合にはその限りでない。

第4項 副会頭の任期は、指名が理事会により承認された時点から、次期定例総会までとする。

第5項 副会頭の指名にあたっては、指名時点で既に副会頭職に連続して2年半以上ある者を再指名することはできない。この在職期間の計算にあたっては、副会頭職を一旦退任してから1年末満の期間内に再び副会頭となった場合には、その前後の期間を通算して判断する。

第6項 前項の在職期間の計算にあたっては、会頭職にあった期間も、副会頭職にあったものとみなして計算する。

第7項 副会頭が、理事を退任する場合には、自動的に副会頭を退任するものとする。

第21条 名誉会頭、名誉副会頭、名誉理事

在仏日本大使、在仏日本公使（商務財務を担当する者）、在仏日本大使館参事官（商務を担当する者、および財務を担当する者）は、本人の同意により、在任期間中、自動的にそれぞれ、名誉会頭、名誉副会頭、名誉理事となることができる。

第22条 役員の活動経費

会頭、副会頭を含め、理事は無報酬とする。但し、必要経費については、理事会の了承と裏付証票の提出を条件として償還されうる。

第23条 理事会の召集

第1項 理事会は、本会の必要に応じ、会頭の決定する日時に開催される。このほか、副会頭1名または4分の1以上の理事が要請した場合にも召集される。

第2項 理事会の召集通知は、緊急の場合を除き、開催日の遅くとも7日前までに全理事宛てに書面（eメールを含む）で行なわれる。

第3項 緊急の場合は、前項に定める期間を短縮でき、召集通知は電話を含めてあらゆる通信方法で行なうことができる。

第4項 理事会の召集が不可能な場合には、会頭の決定により、理事会の決定・決議を書面（eメールを含む）或いはオンライン会議システムで行なうことができる。この場合、決議にあたっては第24条及び第28条に定める定足数・評決を準用する。

第24条 理事会の定足数

理事会会合は、少なくとも2分の1以上の理事の出席又は委任がないと、有効に成立しない。

第25条 委任

- 第1項 理事は会合の3日前までに会頭宛てに事務局に受任者名を付した委任状を提出することにより、他の理事に委任することができる。受任者は理事に限られる。受任者を明記しない委任状または指名者が非理事であった場合には、白紙委任とみなす。
- 第2項 受任者は本人に代わり投票・決定・文書への署名をすることができる。
- 第3項 同一理事が委任状を受ける数の制限は設けない。
- 第3項 白紙委任は会頭に委任したものとみなされ、会頭が受任者として行使する。

第26条 代理

代理出席は原則として認められない。ただしやむをえない理由がある場合には、会頭の許可を得て代理者を出席させることができる。代理者は投票権を持たない。

第27条 理事会の議事進行

- 第1項 理事会の議事進行は、会頭がこれを勤める。
- 第2項 議事は日本語で行なわれ、その記録を日本語で作成し、事務局に保管する。

第28条 決議

- 第1項 決議にあたっては、各理事が1票を有する。
- 第2項 決議は出席理事票（委任状を含む）の過半数による多数決を原則とする。賛否同数の場合、会頭が採決する。

第4章 会計および監査

第29条 会計理事の責務

- 第1項 会計理事は、理事会の委任に基づき、自身または理事会の承認を得て任命する代理人を通じ、
- 1) 本会のために金銭を受領し、支払いを行なう。受領金は遅れなく本会の銀行口座に振り込まなければならない。
 - 2) 厳密且つ遅れなく収支の帳簿を裏付証票に基づき整備することとする。
理事会または会計検査役の要求があれば、いつでもこの帳簿を提出できるようにしておかなければならない。

- 第2項 帳簿は常に本会に備え置く。ただし、事務の都合上会頭の許可があった場合にはこの限りではない。

- 第3項 上記業務に関する責任は、会計理事が自ら会計業務を行なう場合には全責任は会計理事にあるものとし、前述の代理人を通じてなされる場合には、会計理事は管理責任のみを負う。

- 第4項 会計理事は「決算」及び「会計簿」を毎年2月15日までに会計検査役に供するものとする。

第30条 会計理事の任命

会頭は、理事の中から、会計理事1名を指名する。

第31条 会計検査役

- 第1項 本会の会計監査および予算執行上の助言を得るため、2名の会計検査役を置く。
- 第2項 会計検査役は、会計についてある程度の知識を有する正会員に所属し、これを代表する、もしくは代表者に指名された自然人とする。
- 第3項 会計検査役は、定例総会において選出され、その任期は定例総会から次期定例総会までとする。任期中に転勤その他の事情により職務遂行できなくなつた場合には、当該正会員に所属する別の自然人（その代表者もしくは代表者に指名された者）が、自動的にその任務を引継ぐ。
- 第4項 会計検査役の再任はこれを妨げないが、理事と会計検査役とを兼任することはできない。
- 第5項 総会は、理事会または会計検査役の提案に基づいて、必要に応じて専門の会計事務所に会計監査の補助を依頼することができる。
- 第6項 本会の会計を補佐している会計事務所ないしその代表者は、会計検査役ないし前項に定める会計監査補助を行うことはできない。
- 第7項 第22条の規定は、これを会計検査役に準用する。

第5章 事務局

第32条 事務局

- 第1項 理事会は、必要に応じ、事務局長と事務職員を雇用し、その通常責務を遂行させることができる。
- 第2項 事務局長と職員は事務局を構成し、会頭の指揮に基づき、本会の通常業務に携わる。
- 第3項 事務局は会員から寄せられる数々の意見・要望を会頭及び理事会に伝達・報告しなければならない。
- 第4項 理事会の外部から任命された事務局長は理事会に出席するが投票権は持たない。
- 第5項 本会に帰属または関係する全ての帳簿・書類・証票は本会の所在地たる事務局内に保管されることとする。ただし、事務の都合上会頭の許可があった場合にはこの限りではない。
- 第6項 会頭は、毎年少なくとも1回、事務局長および事務局職員の待遇および給与の改定案を作成し、理事会の決定を経て、実施する。

第6章 委員会

第33条 委員会の設置

- 第1項 理事会はそれが必要または有益と判断した場合、特定事項を担当する特別委員会を設置し、理事の中から委員長を任命することができる。
- 第2項 委員長は、委員会を構成するのに必要な委員数と委員の候補者名を理事会に提案し、理事会の承認を得るものとする。委員長、及び副委員長の1名以上は理事でなければならない。
- 第3項 委員の任期はその就任より委員会解散までとするが、委員は辞任届を委員長に提出

することにより自由に辞任することができる。委員会に空席ができた場合、委員長はその選択により理事会の承認を得て補充することができる。

第4項 理事会は、委員会を解散し、あるいは委員長を解任・交代させる権限を持つ。

第5項 理事は必ずいずれかの委員会に所属するものとする。但し、会頭及びアドバイザリーボードについては委員会への所属は任意とする。

第 7 章 総会

第 34 条 会合

総会（定例総会と臨時総会）は、理事会の決めた日時と場所（イル・ド・フランス内）で開催される。

第 35 条 定例総会

定例総会は毎年 3 月 31 日以前に開催される。

第 36 条 臨時総会

第1項 理事会が必要と判断した場合には、何時でも臨時総会を招集することができる。

第2項 3 分の 1 以上の理事または 5 分の 1 以上の正会員から、その目的及び理由を明記した書面による要求があった場合には、会頭は臨時総会を速やかに招集しなければならない。

第 37 条 召集

第1項 総会の招集通知は、全会員に対し議事日程を記載し、開催日の 15 日前までに書面（e メールを含む）で送付されなければならない。議事日程に記載されない議題の討議はできない。

第2項 第 12 条第 3 項に基づく議題がある場合は、総会の招集通知とともに投票用紙も送付される。

第3項 定例総会については、事務局は本会の「年次活動報告書」を開催日の 15 日前までに正会員に送付しなければならない。

第 38 条 定足数・委任

第1項 総会は（定例・臨時を問わず）正会員の過半数の出席（委任状及び第 12 条第 3 項に基づく議題がある場合は投票用紙も含む）をもって成立する。

第2項 総会に出席できない正会員は、委任状を提出することにより自らが選択した他の会員にその権限を委任することができる。白紙委任の場合には議長に委任されたものとみなす。

第3項 第 12 条第 3 項に基づく議題がある場合に総会に出席できない正会員は、投票用紙を提出することにより、投票することが出来る、又は委任状を提出することにより、自らが選択した他の会員にその権限を委任することもできる。白紙委任の場合には議長に委任されたものとみなす。

第4項 第 12 条第 3 項に基づく議題がある場合は、投票用紙及び委任状は総会開催の 5 日前までに会頭宛てに事務局に提出されなければならない。

第 39 条 議長

総会の議長は、会頭がこれを勤める。

第40条 議事

第1項 定例総会においては、以下の事項について報告・討議もしくは決議がなされなければならない。

- 1) 会頭による「過年度事業報告」
- 2) 会計理事による「会計報告」
- 3) 会計検査役による「会計検査報告」
- 4) 理事の任命
- 5) 会計検査役の任命

第2項 定例総会においては、その他の議事日程記載の報告及び議題の討議と決議を行なうことができる。

第3項 臨時総会においては、招集通知に記載された議事についてのみ討議・決議が行なわれる。

第4項 事務局は遅滞なく総会の議事を記録し、議長および理事1名の署名を得て保管するものとする。

第5項 事務局は、総会終了後に速やかに正会員に対して以下の事項について報告・書類送付を行なうものとする。

- 1) 定例総会に関しては、
 - 総会での討議・決議に関する報告。
 - 総会およびその前後の理事会において任命された会頭、副会頭、理事、会計検査役を含む名簿の送付
 - 会計報告書および会計検査報告書の送付。
- 2) 臨時総会に関しては、
　　総会での決議事項に関する報告。

第41条 採決

第1項 本規約に特別の規定がない限り、総会の決議は出席正会員（委任状及び第12条第3項に基づく議題がある場合は、投票用紙も含む）の単純過半数によって採決される。賛否同数の場合は議長が採決する。

第2項 採決は挙手、第12条第3項に基づく議題がある場合は、挙手のほか、投票用紙及び委任状の開票によるものとする。

第42条 言語

総会は日本語で行なわれ、議事の記録も日本語で記載される。

第43条 総会への出席

名誉会頭・名誉副会頭・名誉理事・賛助会員・推薦会員は総会に出席することができるが、投票権は持たない。

第8章 規約改正

第44条 規約改正

第1項 本規約の改正は、正会員の過半数（委任状及び第12条第3項に基づく議題がある場合は、投票用紙も含む）が出席する総会において議決するものとし、出席会員

の 3 分の 2 以上の賛同により採決するものとする。

- 第2項 第 12 条第 3 項に基づく議題がある場合は、規約改正議題については、事案に関わる委員会が起案・承認し、理事会での承認後に、総会の投票にかける。

第 9 章 解散

第 45 条 解散決議

- 第1項 本会の解散の動議は、第 36 条の規定に拘わらず、理事会の決定または正会員の 5 分の 2 以上の書面による要求があった場合に受理され、臨時総会にて討議される。
- 第2項 前項に定める臨時総会は、第 38 条 1 項・第 41 条 1 項の規定に拘わらず、正会員の 5 分の 3 以上の出席（委任状を含む）を必要とし、その議決は出席会員の 5 分の 4 以上の賛同を必要とする。
- 第3項 臨時総会において解散が決定された場合、当該臨時総会においては、合わせて資産・負債の処理、ならびに最終的に剩余金資産や債務が発生した場合の処理方法についても決議（第 41 条 1 項の採決方法による）を行なうものとする。なお、剩余資産の処分にあたっては「1901 年 7 月 1 日付協会法第 9 条及び 1901 年 8 月 16 日付政令」に沿って対応する。

第 46 条 資産処分

- 第1項 本会の解散が決議された場合、理事会は前条第 3 項の決議に基づき資産・負債の処理を実行する。
- 第2項 理事会は前項に定める業務の一部または全部を外部の機関に委託することができる。
- 第3項 理事会は全ての処理完了後、資産・経理その他を書面にて全会員に報告する。

第 10 章 付則一般

第 47 条 特定政党支持の禁止

本会は特定政党への支持をいかなる形であれ表明してはならない。

第 48 条 会費やその他の収入の許容範囲、商取引介入・斡旋行為の禁止

- 第1項 本会の会費やその他の収入は、営利を目的とせず、費用を賄い、さらに本会の継続のために必要とされる健全な財政状態を保つ範囲内において、その内容や金額を決定することとする。
- 第2項 本会は、会員及び非会員に対し、直接的にも間接的にも商取引の仲介・斡旋をしてはならない。

第 49 条 収入と資金の用途

本会の収入と資金は、本規約第 3 条及び第 4 条 1 項が定める本会の目的・活動内容以外の用途に使途してはならない。

第 50 条 会員の登録

- 第1項 本会に住所・電話番号・その他の一般通信手段の番号等を記載した「全会員名簿」を

備えつける。

- 第2項 会員はこれらの変更があった場合には直ちに事務局に書面（e メールを含む）にて届け出なければならない。

第51条 書類送付

- 第1項 前条の宛先に送付された全ての通信連絡は、例え受取人または電信電話局・郵便局の事情によるものであろうと、これが届かない場合でも、会員宛てに送付されたものとみなされる。

- 第2項 前条第2項に定める変更届を怠った会員は、書類未着に対して異議を申し立てるとはできない。

第52条 所属企業の本店所在地による理事の役割分担

- 第1項 本会の会頭、副会頭、会計理事、また理事会が定める担当理事、理事会が設置する委員会の委員長は、本店（本拠地）が日本国内で登記されている本邦民間事業法人（除く外国企業の日本法人）の在仏の現地法人、同支店または同駐在員事務所に所属する理事の中から選出される。

- 第2項 前項に定める理事の役割分担には、アドバイザリーボードの構成員は就任することができない。

- 第3項 第1項の規定は、これを会計検査役にも準用するが、本邦法人であれば民間事業法人に限らない。